

「目黒区総合治水対策基本計画」改定素案に対する

意見内容及び検討結果（対応策）

	意見内容	検討結果（対応策）
1	近年時間 50 ミリを越す豪雨が発生している。都にたいし、60 ミリ豪雨に対応できる下水道施設の整備を求めること。	都の方針では、下水道整備とあわせて、貯留・浸透施設の整備など流域対策により、将来は時間 75 ミリの降雨まで対応することとしています。下水道施設の整備が計画的に進むよう都へ要望していきます。
2	治水対策に向けた目標をもち、年度別の具体化を行うこと。	区が行う治水対策は、現実施計画に盛り込んでおり、計画的に進めていきます。
3	学校をはじめ公共施設の雨水流出抑制施設の整備計画をつくること。	実施計画に位置づけ整備を進めていくことを基本としています。
4	新たに整備するマンションや民間施設に対し、雨水流出抑制施設の整備を義務付けさせること。	区の要綱に基づき、敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の施設等において雨水流出抑制施設の指導を行っています。平成 23 年度以降、対象敷地面積を 1,000 m <sup>2</sup> から 500 m <sup>2</sup> に引き下げる方向で見直すこととしています。
5	既存マンションに対する浸透ますなどの設置を促進するために助成を行うこと。	現行の助成制度では敷地面積 500 m <sup>2</sup> 未満の個人が所有する既存マンションは対象となります。今後、雨水浸透施設の整備促進に向け、国及び東京都に補助制度の拡充を要望していきます。
6	個人住宅に対する浸透ますなどの周知・啓発を行い、整備のための助成を引き上げること。さらに、浸水が予想される地域の上流部の住宅に対しては、全額助成を行うこと。	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 未満の個人が所有する住宅等で雨水浸透施設工事費の一部を助成しています。助成限度額は 40 万円で、国、都の補助制度を活用しています。引続き、区民や事業者等に P R するとともに、都に対し助成事業の拡充を求めていきます。
7	地下施設や半地下室を持つ所有者に対する、水防教育を周知すること。水害に備えた地下室の改修工事に対して助成を行うこと。	地下施設等への大雨対策については、区のホームページや都のパフレット等により周知しています。新たに地下施設等を設ける場合は、建築確認申請時に浸水予防対策を検討するための仕組みをつくります。水害に備えた改修工事助成については都に要望していきます。
8	斜面地の調査と、対策の研究・検討を行うこと。	高さ 2m を超えるがけ地について安全対策を指導するための調査データ及び傾斜度が 30 度以上で高さ 5m 以上の区域等の調査データを備えています。今後とも、斜面地の安全対策指導及び浸水対策の研究・検討に努めていきます。